

# 平成28年第4回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成28年9月15日 (木曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

平成28年9月15日 午前9時00分開会

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第1  | 議案第 40号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について                             |
| 日程第2  | 議案第 41号 | 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第3  | 議案第 42号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について                                    |
| 日程第4  | 議案第 43号 | 平成28年度川南町一般会計補正予算(第2号)                                   |
| 日程第5  | 議案第 44号 | 平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                           |
| 日程第6  | 議案第 45号 | 平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)                           |
| 日程第7  | 議案第 46号 | 平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)                              |
| 日程第8  | 議案第 47号 | 平成28年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)                            |
| 日程第9  | 議案第 48号 | 平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)                               |
| 日程第10 | 議案第 49号 | 平成28年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)                                 |
| 日程第11 | 認定第 1号  | 平成27年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について                                |
| 日程第12 | 認定第 2号  | 平成27年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について                               |
| 日程第13 | 認定第 3号  | 平成27年度川南町水道事業会計決算認定について                                  |
| 日程第14 | 諮問第 1号  | 人権擁護委員の推薦について  |
| 日程第15 | 諮問第 2号  | 人権擁護委員の推薦について  |
| 日程第16 | 請願第 2号  | 年金削減中止の意見書を求める請願について                                     |
| 日程第17 | 発議第 4号  | 学校再編調査特別委員会の設置について                                       |
| 日程第18 | 発議第 5号  | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書(案)について |
| 日程第19 | 議員派遣の件  | について   |

日程第20 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

|            |              |
|------------|--------------|
| 1番 蓑原 敏朗 君 | 2番 中村 昭人 君   |
| 3番 児玉 助壽 君 | 4番 内藤 逸子 君   |
| 5番 税田 榮 君  | 6番 福岡 仲次 君   |
| 7番 三原 明美 君 | 8番 河野 浩一 君   |
| 9番 安藤 洋之 君 | 10番 林 光政 君   |
| 11番 竹本 修 君 | 12番 徳弘 美津子 君 |
| 13番 川上 昇 君 |              |

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

|        |               |                |              |
|--------|---------------|----------------|--------------|
| 町長     | .....日高 昭彦 君  | 副町長            | .....清藤 荘八 君 |
| 教育長    | .....木村 誠 君   | 会計管理者・<br>会計課長 | .....日高 裕嗣 君 |
| 総務課長   | .....押川 義光 君  | まちづくり課長        | .....米田 政彦 君 |
| 産業推進課長 | .....山本 博 君   | 農地課長           | .....新倉 好雄 君 |
| 建設課長   | .....吉田 喜久吉 君 | 環境水道課長         | .....大山 幸男 君 |
| 町民健康課長 | .....橋口 幹夫 君  | 教育課長           | .....大塚 祥一 君 |
| 福祉課長   | .....篠原 浩 君   | 税務課長           | .....三角 博志 君 |
| 代表監査委員 | .....谷村 裕二 君  |                |              |

---

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。  
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

---

午前10時15分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第40号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、  
日程第2、議案第41号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第  
3、議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、以上、3議案を一括議題と  
します。

本、3議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の  
報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案につい  
て審査経過と結果について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第40号川南町一般職の職員の給与に関する条例  
等の一部改正について、議案第41号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に  
ついて、議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、の条例案件3議案で  
す。関係課職員の出席を求め委員全員で本案に対する説明を受け慎重審議審査を行いました。

議案第40号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、討論はな  
く全員賛成で原案どおり可決です。この議案は職員の質の向上を図ることを目的とした条例  
の改正です。内容の一部ですが、全職員がそれぞれの業務等に年間の目標を立て、日々の業  
務を進めて行きながら、年度末等に自己評価と上司からの評価を実施しながら、より質の高  
い行政運営に役立てたいとのことでした。

審査の中では、人事評価とは非常に難しいのではないか、不平不満が出るのではないか。  
そのような難しい側面があるので、その運用については恣意的なものにならないよう、慎重  
且つ適切にやってほしい。また、そのためにも評価をする側、点数を付ける側の研修や研鑽  
が大事であるとの意見がありました。

議案第41号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についても、討論はな  
く全員賛成で原案どおり可決です。この議案は、マイナンバーカードの交付率が現時点におい

て、本町人口比で約6%という低い状況を踏まえ、その交付者増を図るために同条例の一部を改正するものです。具体的には、マイナンバーカード保有者には既存の印鑑登録証明書の交付が受けられるよう新しい利便性を付与することでその対策を講ずるとの説明がありました。その審査の中においては、交付申請の増加が思うように進まない背景等が問われましたが、担当課としての見解は、「個人情報流出するのではないかという不安や、何に使うのか具体的に良く分からないから今は申請しない、現時点では確実な身分証明書として活用できない」という大きな理由があるのでは、との回答でした。

議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正についても、討論はなく全員賛成で可決です。この議案は、外国居住者等を対象に、町民税で分離課税されることとなる特定適用利子、特例適用配当などの額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

なお、当該条例の改正に伴う本町での該当者はほぼ居ない可能性ではあるが、全てに対応しなければならないため準備を整える必要があります、とのことでありました。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。議案第40号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第40号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第40号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第41号、川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

について反対の立場から討論します。議案第41号は、マイナンバーカードの町独自利用の第一弾として、印鑑登録証に代えて個人番号カードを提示すれば、印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするために条例の一部を改正するものです。平成28年1月から、マイナンバーカードの交付が開始されています。マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤で、官と民における社会保障と税の分野の様々な個人データを、全国民に12桁のナンバーを付けて管理し、情報ネットワークシステムを通じて確実に名寄せ、統合して利用できるようにするものとしています。マイナンバー制度を行えば町民の自己情報コントロール権は形骸化するとともに、外国で深刻な社会問題となっている大量の情報漏えいやプライバシー侵害のリスクをさらに高めることになると、日本弁護士連合会も指摘しています。税や社会保障分野で徴税強化や社会保障給付削減の手段にされます。現在、サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムは構築されていません。その構築費用は甚大になると言われていますが、政府はその費用を国民に明らかにしていません。また、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがある場合、番号の変更ができるとしています。しかし、番号を変更したことを徹底する法律上の規定はありません。国民の権利を危険に陥れる制度は廃止すべきです。マイナンバー制度に反対する立場から、議案第41号につきまして反対致します。討論を終わります。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第41号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） これで討論を終わります。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第43号平成28年度川南町一般会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第44号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第45号平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第46号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第47号平成28年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第48号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第49号平成28年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、7議案を一括議題とします。

本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について審査経過と結果について報告いたします。本委員会に付託されました議案は、議案第43号平成28年度川南町一般会計補正予算（第2号）、議案第44号平成28年度川南町健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第47号平成28年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、議案第48号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の4議案です。

関係課職員の出席を求め委員全員で本案に対する説明を受け慎重審議審査を行いました。

議案第43号平成28年度川南町一般会計補正予算（第2号）、総務厚生常任委員会への付託について報告いたします。総務費は、3億1678万3000円の増額。民生費は、3502万2000円の増額です。総務課では、職員に対してストレスチェックを実施する予算をはじめ、ふるさと納税業務に係る作業等の省力化や、川南駅と文化ホールを結ぶトロントロンバスの運行実証、バイオマスエネルギーに付随する余熱利用などが予算計上されておりました。

まちづくり課では、移住定住促進を促すためのパンフレットに、本町の観光パンフレットの内容を盛り込んだものを6,000部作成するとともに、この新しいパンフレットとリンクした特設サイト「e-book」に掲載する費用が計上されました。その他にも移住定住促進のための予算が盛り込まれておりました。また、同課が所管します消防団関係の予算では、元団員である7人分の退職功労金の予算と、現団員が使用しますヘルメット71個分の予算計上がありました。審査の中の意見として、移住定住の政策を積極的に進めながら、福祉課サイドでは通浜児童館や番野地保育所の閉鎖計画が進められるなど、組織としての行動等に矛盾を感じる、などの意見が出されました。福祉課での主なものとしては、障害福祉費の扶助費と

して1068万4000円の予算計上がありました。これは、放課後等デイサービス事業所の増による給付費の増とそれに伴う計画作成費等の増に対する補正を求めるものです。放課後等デイサービスとは、療育手帳を持った児童のあずかり事業であり、その対象は小学1年生から高校3年生までと幅広い。しかしながら、該当者数は10名ほどである、との説明でした。町民健康課の主なものとしましては、職員の産休に伴います代替職員の賃金等の予算計上でありました。

以上のような説明等を受け審査をしました結果、当委員会においては討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第44号平成28年度川南町健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

この議案は、歳入歳出それぞれ2億541万9000円を追加し、予算の総額を歳入歳出31億9801万6000円とするものです。

一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費はいずれも見込計上です。

後期高齢者支援金、前期高齢者給付金、介護納付金の増額は負担金等の額の決定による計上です。また保険準備積立基金8914万7000円を増額して、総額3億8914万7000円となります。審査の意見として、基金の積立は十分ではないのか、という意見がありましたが、同基金条例によると4億2000万円までは積立てられます、との回答でした。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第47号平成28年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

この議案は、歳入歳出にそれぞれ16万7000円を追加し、予算の総額をそれぞれ461万8000円とするものです。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第48号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

この議案は、歳入歳出にそれぞれ5084万3000円を追加し予算の総額を15億7697万1000円とするものです。地域密着型介護予防サービス給付費127万円の補正額は、川南ひばりの施設で、要支援者が当初より増えたための計上です。

高額医療合算介護サービス費は、733万2000円。償還金に2356万2000円、一般会計繰出金に1767万9000円の計上です。基金の総額は、1億856万4555円とのことでした。

審査の結果、討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。



○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第43号、45号、46号、49号について、審査の経過並びに結果について御報告します。所管課職員の出席を求め委員全員出席のもと慎重に審査しました。採決の結果全議案全一致をもって原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

議案第43号平成28年度川南町一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出の総額に、それぞれ4億4631万1000円を追加し、予算の総額を86億1170万7000円とするものです。現地調査は、塩付・大久保線改良工事、唐瀬・市納線舗装打替え工事、川南パーキングの町有地について行いました。

特に補正予算の文教産業常任委員会関係のものの中で主なものは、産業推進課では、宮崎大学との包括的連携協定に関する3事業に係る委託料431万8000円は、ラズベリー産地化研究事業210万円、耕作放棄地放牧利用研究事業121万8000円、商店街活性化プロジェクト研究事業100万円です。本町の抱えている課題を解決するため宮崎大学との包括的連携協定を結び実証試験、研究事業を3年間行うものです。新しい事業として3事業とも町民の元気が出る事業にしてほしい、との意見がありました。埋却地については、口蹄疫埋却地の再整備事業は、県単独事業で3年間の予定で、1年目6カ所500万円の計上です。地域活性化拠点整備検討業務委託料1967万8000円は、川南パーキングエリアに隣接する町有地について、地域の中心となる施設にするための基本構想・基本計画等の委託料です。地域活性化の拠点施設となり、情報発信の場となるものをめざしてほしいとの意見がありました。保健体育総務費124万6000円は、町民スポーツ祭や市町村対抗駅伝競走大会費用が計上されています。川南町民の健康増進・交流を目的として計画しているとの説明です。参加の呼びかけなど町民ぐるみとなるよう課の連携をもってほしいとの意見がありました。質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ129万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1273万3000円とするものです。経営戦略策定に伴う財政分析を行うための委託料を計上するものです。審査の結果、討論はなく、原案のとおり全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。水道会計と将来は一緒にしてはとの意見がありました。

議案第46号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ34万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2642万2000円とするものです。歳入では、繰越金に364万4000円を計上し、一般会計繰入金329万8000円を減額するものです。歳出では、下水道事業費に34万6000円を増額するもので、これは都市下水路（トロン商店街入口高畑商店跡地）の工事に伴う測量業務を行うものです。審査の結果、討論はなく、原案のとおり全員一致で可決すべきものと決定しました。

議案第49号平成28年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入の

営業収益に206万9000円、営業外収益に1万2000円を追加し、収入の総額を3億7019万5000円とするものです。収益的支出の営業費用668万1000円の減額は、人事異動による職員給与等の減額と有形固定資産の減価償却費によるものです。審査の結果、討論はなし、原案のとおり全員一致で可決すべきものと決定しました。

文教産業常任委員会の所管する項目についての報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第43号平成28年度川南町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第43号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第43号平成28年度川南町一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第44号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第44号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第45号平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第46号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号平成28年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第47号平成28年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第48号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号平成28年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案49号平成28年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第1号平成27年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第2号平成27年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第3号

平成27年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3案件を一括議題とします。

本3案件は、「一般会計決算審査特別委員会」並びに「特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会」に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

**○一般会計決算審査特別委員長（児玉 助壽君）** 一般会計決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号、平成27年度川南町一般会計歳入歳出決算について、その審査の経過と結果を報告いたします。

関係課職員の出席を求め説明を受け、質疑応答を重ね慎重に審議を行い、討論採決の結果、全会一致の反対で、原案不認定と決定いたしました。その理由は、教育課関係の予算執行において、法令に抵触し、不適切な支出を行い、町に損害を与えた事を担当課が認め、それを組織ぐるみで隠蔽するという、納税者に対する背信行為が確認されました。従って、単一予算主義の原則に則り不認定と決定しました。

なお、審査の過程において、次のような意見、要望等がありました。①生活習慣病を予防する特定健診受診率向上を図ること、②老朽化町道路線の改良工事を行い、和解事件を無くす事、③基金運用は住民が生活の豊かさを実感できる運用を行い、リスクを伴う株式運用を慎む事、④自治公民館の組織の肥大化に伴う、絆の希薄化、制度崩壊が危惧された事、⑤公園等公共施設の委託管理業務のチェックを徹底する事、⑥尾鈴畑地灌がい事業は、開栓率44.6%と総事業費約350億円、町負担金約21億円拋出の費用対効果が問われようとしています。他の政策と連携を図るなど、利用率向上の施策を構築する事等々がありました。

最後に原案を総評すると、実質収支比率、財政力指数、経常一般財源比率、経常収支比率等で判断すると財政健全化の向上が見られる。

一方で、町の将来を担う子供の出生率の低下に伴い、少子化、人口減少が加速し、町勢の衰退が危惧されます。その対策が喫緊の課題であります。

本町は戦後、全国津々浦々から数多くの移住者を受入れ、開拓の町として発展、人口を増加させてきた実績があります。その開拓の町の原点に立ち返り、町の特徴、個性を活かした町づくりをすべきだ。それが委員会委員の総意であった事を付け加え報告終わります。

**○議長（川上 昇君）** 次に、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

**○特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長（竹本 修君）** 特別会計等・水道事業会計審査特別委員会に付託されました認定第2号平成27年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定、認定第3号平成27年度川南町水道事業会計決算認定について、所管職員の出席を求め説明を受け、質疑、審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告します。認定2号、認定3号とも全員賛成で可決であります。

認定第2号、特別会計川南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、平成27

年度川南町国民健康保険特別会計歳入31億3104万5917円。歳出29億2651万1378円で、前年に対し歳入9.1%歳出7.3%の増である。差引残額は、昨年より45%増の2億453万4539円になり、歳入の主な増は徴収率のアップ、歳出では共同事業拠出金の大幅な増加によるものであります。国保対象世帯数は、年々減少の傾向にあり、平成27年度末には3,011世帯で町全体の45%で保険税軽減世帯数をみると50%を上回っている状況にある。医療費抑制が課題であるが、健（検）診予防の徹底、早期治療が望まれる。特定検診事業では、27年度において対象者4,141人中1,353人で受診率32.6%昨年より2%と年々少しずつ増加しているが、更に受診率の向上に努め、医療抑制、保険税の軽減に当って欲しいとの意見がありました。

漁業集落排水事業特別会計について、平成27年度漁業集落排水事業特別会計歳入2940万3935円、歳出2786万4096円で、前年に対し歳入14.5%歳出13.7%の増である。差引残額は、昨年より31.6%の増である。歳入では、使用料の増加がみられるが人口減少の傾向にあるので今後の継続運営に注意されるようとの声があった。

川南町営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出について、平成27年度歳入1537万1357円で、昨年に対し31.5%の増、歳出は1343万1463円で前年に対し、26.4%減で差引残額は、193万9894円で81.8%の増である。歳入で見ると収入未済額は1,004円とのことであるが現年の1カ月分の使用料であり、ほぼ100%の納入である。ちなみにこの特別会計の加入戸数は、75戸、給水人口168人（赤石地区22戸、45人、掛迫地区53戸、123人）。

次に、川南町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、平成27年度歳入1億1814万3825円、歳出1億1449万8131円で昨年に対し歳入4.3%、歳出6.0%の増である。また、差引残額は364万5694円で前年より67.7%の減であった。歳入では下水道使用料4720万2951円であり残りは主に一般会計からの繰入金であります。加入率は平成27年度に101人増加したが、70%の目標に対し68.9%であるが、更に普及率向上に努める様にとの意見がありました。

次に、川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、平成27年度歳入487万7367円。歳出470万9312円で歳入では、介護特別会計から繰り入れされる4460万円が主であります。歳出では審査会が年間50回開催された報酬であり開催は都農と交互にされ年間認定審査件数は川南町922人、都農631人であります。なお、都農町負担分として、201万6000円も含まれます。

次に、川南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、平成27年度歳入15億2721万8108円歳出14億7654万147円で昨年に対し歳入歳出とも5.4%、3.7%増である。差引残額は前年に対し、5067万7961円の107.4%増となりました。高齢者人口に比例して、要介護認定者も増えており、入所施設に空きがない状態も予想され、居宅介護サービス等に力を注ぎ、一方では健康づくりに努めるべく生き生き健康づくり条例に添った活動へと歩んで欲しいとの意見もありました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、平成27年度歳入1億5878万8054

円。歳出1億5749万6364円で昨年に対し、歳入歳出とも1.5%の増である。差引残額は129万1690円で1.2%の減となりました。平成20年度に後期高齢者医療制度が発足し、本町では平成27年度において対象者は、前年より39人増加し2,552人で年々増加しております。

以上、7つの特別会計を調査、審査しましたが共通して言えることは、町の人口が減少、高齢化する状況において、当然事業収入（手数料等）の減少、医療費負担等に関わる維持費の増大がみられ、今後においてもこの傾向が続くものと思われる。その事に対応するためには、是非とも定住促進事業に努められる様にとの声があった。また、特別会計の中で、平成32年度に償還を終える会計もあることから、随時償還の終えた会計より他の会計へと統合するなど会計、事業の簡素化に努められる様にと意見もありました。

次に認定第3号川南町水道事業決算について、平成27年度において、上水道事業は計画給水人口16,000人、計画1日最大給水量を7,600 $\text{m}^3$ 、配水管の総延長は約260kmとなっている。前年度に対し、当期純利益が2695万1607円。率にして146.12%の増益であるが、この事は大口水道使用者への送配によるものと、給水戸数の増によるものです。水道事業の課題である漏水対策に質問があり、対策として現在川南町管工事組合委託による発見修繕に取り組んでいるが、今年の有収率が76.2%となり昨年より3%減少しているが、今後とも有収率の向上に努力されたい。上水道は、生活するうえで、最も必要なライフラインであり、石綿管施設（延長9km）を始めに他の施設も早めに改修に努められるよう意見があった。

以上で報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

認定第1号平成27年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） 私は、認定第1号平成27年度川南町歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員長報告に賛成の討論を行います。

町当局におかれましては、限られた歳入で、最大の効果を上げるよう尽力され、努力のあとも窺われるところもあり、その点では、評価もしなければとも思っております。ただ残念ながら一部ではありますが、適正な予算執行とは判断しかねるところがございました。よって委員長報告どおりに認定に反対するものであります。

先ず第1であります。予算を設定するためには、議会の議決が必要で、議会（委員会）

への説明では、弓道場に駐輪場を作るために原材料を購入するとのことでしたが、駐輪場は現存していません。これは議会への説明と異なるということでもあります。

2点目は、建設予定地は、都市計画区域であり、駐輪場建設に際しては建築基準法や都市計画法の法律に則った必要な手続き・届けがなされていない点であります。法律に従い業務を遂行する機関・団体としてはあまりに軽率と言わざるを得ません。百歩譲って、安価に造るため善意での行為としても容認できるものではありません。

3点目は、物資は購入したものの、施設は完成をみていないわけですが、人件費を含め町民の貴重な財源でまかなわれており、投書を頂いた町民の御意見にあるように無駄な支出を行い、損害を与えたということでもあります。

最後は、監査委員や多くの議員は、意見箱への投書があつて初めて知ったという次第です。本会議における同僚議員の質疑では、町執行部は既に承知していたとのことですが、未だ何の処理もなされていないということです。邪推だと言われるかもしれませんが、発覚しなければ、何事もなかったかのように頬被りしようとしたのではと取られても仕方がないような事務処理です。

全体予算規模からは、小さなことだと思われるかもしれませんが、ありの一穴の例えもあります。今回の予算執行を反省され、適正な事後処理をされることが必要と痛感しています。本町においては、一般会計歳入歳出決算で不認定になることはあまり記憶にありませんが、決算審査の精神でもあります今後の予算に生かすという意味でも、泣いて馬鹿を切る思いを持って決算を認定しないことに賛成の討論を終わります。議員の皆様の賛同をお願い致します。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号、平成27年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告の不認定について賛成、原案に反対する立場から討論をいたします。

歳入87億8464万9684円、歳出85億8830万8369円、差引1億9634万1315円の黒字決算です。さくらが丘住宅建設など、評価できる内容もありますが、消費税増税を国の言いなりに認め、使用料、利用料、水道料金、下水道料金にも消費税が上乘せられ、町民の負担増です。平成27年度も保育所や老人ホームの民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算となっています。学校給食調理業務は、民間企業に委託して9年目の予算計上で、3149万4408円で昨年度より約200万円の値上がりとなっています。労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用にして処遇改善を図るべきではないでしょうか。さらに、今日の学校給食法が「栄養改善」から食の大切さ、栄養バランスなどを学ぶ「食育」と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の「生きた教材」「教科書」と位置づけられています。そうであれば、学校教育活動や食教育の一体性の観点から見て、学校活動全体に参加できない営利企業（給食会社）に調理を委託することは、学校管理運営の計画、実施、評価、予算化を分断し、不



適切であることは明白です。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託していることは間違っています。

平成26年度から文化ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れました。川南町に住む定住化を進めていますが、町外業者に委ねていて、人口は増えるのでしょうか。また、個人番号制度に伴う予算の計上です。マイナンバー制度は、町民の自己情報コントロール権は形骸化するとともに、外国で深刻な社会問題となっている大量の情報漏えいやプライバシー侵害のリスクをさらに高めることとなります。現在、サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムは構築されていません。国民の権利を危険に陥れる制度は廃止すべきです。

保健体育施設費の弓道場屋根整備材料費については、公費を使って作ったけれど、何も残っていない状況は行政責任であり、委員長報告のとおりです。町民の暮らしが今いかに大変なのか、町民目線でみれば、はっきりしています。国言いなりの町制ではなく、安倍政権の暴走にはっきりノー、と言いつつ、町民の立場を貫く町制こそ求められています。従って町民の福祉の増進を図るといふ地方自治本来の使命の実現を求めまして、平成27年度一般会計決算の認定について、委員長報告に賛成、原案に反対する討論と致します。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は不認定です。従って、原案について採決します。認定第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立ありません。

従って、認定第1号平成27年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定しないことに決定しました。

認定第2号平成27年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号、平成27年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険事業特別会計収支残高は、2億453万4539円の黒字です。国保加入者が後期高齢医療への移行による被保険者数が減少傾向にあります。国民健康保険法は、「社会保障及び国民保険の向上」を目的とし、国民に医療を保証する制度です。その制度が、国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。川南町では、法律で定めた限度額一杯の国保税を徴収しています。国保税の税額の算出方法は、世帯割、人数割、資産割、所得割で構成されています。資産割は資産（土地・家屋）を持つもの、世帯割

と人数割は国保の資格を有すること、所得割については所得が一定以上ある者（一定額以下場合軽減制度有り）に課税される。つまり収入がなくても税額が生じることも負担が重くなる仕組みになっています。川南町でも資産割をなくすことはできないのか再検討するよう今回も提案します。固定資産税を払っていますので国保税で資産割を払うことは二重課税ではないでしょうか。宮崎県内でも資産割を高鍋町、門川町、宮崎市が行っていません。また、後期高齢者医療制度の導入によって後期高齢者支援金の徴収が行われるようになり、その金額も応能、応益割合によって定められています。その額は基礎課税額と同じく、政令で定める金額を超えることができない、とされています。さらに、介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあります。国民健康保険は、財政の困難、保険料が高くて払えない、滞納者の増加と収納率の悪化という悪循環に陥っていますが、その中で、厚労省は滞納処分の強化でこれを乗り切ろうとしています。医療保険における最後のセーフティ・ネットと言われる国民健康保険が格差と貧困の拡大する中で、疲弊する国民をその制度から締め出しつつあることは大問題です。川南町でも保険証がない方が106世帯あり心配されます。今、後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を対象に都道府県連合会が運営をしていますが、国保も2018年度から都道府県が国保の「保険者」となります。現在全国の自治体の内、国保が赤字の自治体は約45%、黒字は55%と言われています。保険者が都道府県と市区町村となったのですが、実質的には国保の様々な事務はこれまでどおり市区町村が行います。市区町村のみの単独運営であったこれまでの国保との最大の違いは、都道府県が国保財政をにぎるということで、大きな権限を持つことになります。国保財政が困難になった原因を、高齢者が増えたことに転化する論調が幅を利かせています。高齢者と若い世代をことさらに対立させます。今の国保の状態は、憲法25条の「最低限度の生活を営む権利」に反します。死亡者を生み出すような制度は13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」に違反します。憲法の理念を国民に普及する課題としても、国保は重要です。川南町は国保の税率を据え置いていますし、税徴収に関しても工夫して収納率アップに取り組まれていることは評価できると考えます。努力も見られますが、国保財政悪化と国保税の高騰を招いている元凶は国の予算削減にあります。低所得者が多く加入し、国保税に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない制度です。宮崎県の市町村国保への独自支出金は、2000年度には1億1600万円から毎年減らし続け、2009年度からはゼロになっています。県からの補助を働きかけていただきたい。黒字決算で残っている分と基金を使って、国保税の引下げをしていただきたい。全国の自治体の中で、国の指示に従っていたら納めたくても納められないという世帯も出てくると判断した自治体では一般会計から繰入れも行い国保税引き下げを図っている状況もあります。町長の判断を求めて反対討論といたします。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、認定第2号平成27年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号平成27年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、認定第3号平成27年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に三原明美君及び河野浩一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

三原明美君及び河野浩一君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち「賛成」11票、「反対」1票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第15、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に安藤洋之君及び林光政君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

安藤洋之君及び林光政君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち「賛成」10票、「反対」2票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第16、請願第2号年金削減中止の意見書を求める請願を議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました「年金削減の中止を求める意見書の採択を求める請願について」は、委員全員で慎重に審議しました。審査の結果は、引き続き審査の用があるため継続審査となりました。以上、報告終わります。

○議長（川上 昇君） お諮りします。ただ今の、委員長報告は閉会中の継続審査であります。総務厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中も総務厚生常任委員会で継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17、発議第4号学校再編調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

学校再編の検討については、議長を除く12人の委員を持って構成する、「学校再編調査特別委員会」を設置し、審査が終了するまで、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第4号学校再編調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

発議第4号については、議長を除く12人の委員で構成する「学校再編調査特別委員会」を設置することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選を行います。

しばらく休憩します。

午前11時33分休憩

---

午前11時33分再開

会議を再開します。

ただ今、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

学校再編調査特別委員会の委員長に徳弘美津子君、同副委員長に中村昭人君が互選されました。

日程第18、発議第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員（内藤 逸子君）** 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書案を読み上げまして提案します。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校を取りまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数配置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財政保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

以上のような理由から、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年9月15日、宮崎県川南町議会。皆様の賛同をお願いします。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号について採決します。

お諮りします。

本議案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第20、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありません

か。

異議なしと認めます。

〔「異議なし」という声あり〕

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成28年第4回川南町議会定例会を閉会します。

おつかれさまでした。

午前11時41分閉会

---